令和○○年度弘前市三省児童館等の管理に関する年度協定書（案）

　弘前市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、弘前市三省児童館等の管理業務（以下「管理業務」という。）の実施について、弘前市指定管理者による弘前市三省児童館等の管理に関する協定書第３３条第２項の規定に基づく令和○○年度における年度協定書を締結する。

　（協定期間）

第１条　この協定の期間は、令和６年４月１日から令和○○年３月３１日までとする。

　（年度指定管理料）

第２条　甲は、令和○○年度における乙の管理業務（募集要項Ⅲ２（２）イ児童館延長利用事業を除く）に対する対価として、金○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）の指定管理料を支払う。

２　令和○○年度児童館延長利用事業に対する対価は、前項に規定する指定管理料と別に別表の規定に基づき支払う。

　（支払方法）

第３条　前条第1項の指定管理料は、乙からの請求に基づき次のとおり支払うものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 支払時期 | 対象期間 | 支払額 |
| 第１期 | 令和〇〇年〇月 | 令和〇〇年〇月～〇月 | 〇〇〇〇〇円 |
| 第２期 | 令和〇〇年〇月 | 令和〇〇年〇月～〇月 | 〇〇〇〇〇円 |
| 第３期 | 令和〇〇年〇月 | 令和〇〇年〇月～〇月 | 〇〇〇〇〇円 |
| 第４期 | 令和〇〇年〇月 | 令和〇〇年〇月～〇月 | 〇〇〇〇〇円 |

２　前項の指定管理料の支払いは前金払いとする。

３　前条第２項の児童館延長利用事業に係る指定管理料は、事業実績報告後、乙の請求によ

り次のとおり支払うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象期間 | 支払時期 |
| 上半期 | 令和○○年４月～９月 | 令和○○年１０月 |
| 下半期 | 令和○○年１０月～令和○○年３月 | 令和○○年４月 |

４　甲は、第１項及び第３項の請求書を受理したときは、その日から３０日以内に支払うも

のとする。

　（協議）

第４条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　青森県弘前市大字上白銀町１番地１

弘前市長　櫻田　宏

乙　青森県弘前市大字○○

　　○○○